

様式第10号（第6条関係）

令和8年4月15日

南相馬市議会 議長 様

議員名 郡 俊彦

令和7年度政務活動費収支報告書

南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和7年度政務活動費収支報告書

議員名 郡 俊彦

1 収 入 (単位: 円)

項 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費	240,000	令和7年4月～令和8年3月分 (20,000 円× 12 ヶ月× 1 名)
預 金 利 子	0	
合 計	240,000	

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
広 報 費	262,570	議会報告新聞折込料
広 聴 費	0	
要 請・陳 情 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	0	
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
合 計	262,570	

3 残 額 0 円

領収書等添付用紙

0001

(1/2)

日付	令和7年5月7日	支出額	51,397 円
項目	広報費	充当額	51,397 円
細目	新聞折込料	按分率	
摘要	議会報告新聞折込料		
備考			

領収書等添付用紙

0001

(2/2)

領収証

郡

様 No. _____

★ ¥27,720-

但 5/8 朝入木折込料 (7200枚)

2025年 5月 7日 上記正に領収いたしました

収 入

印 紙

内 訳

税抜金額 ¥25,200

消費税額等(10%) ¥2,520-

登録番号 T8-3800-0202-9059

〒975-0004 福島県南相馬市原町区旭町三丁目 藤原新 代表取締役 藤原 TEL (0244) 22- FAX (0244) 22-

領収証

郡 俊彦

様 No. 37

金額 ¥8,855-

内 訳

現金

小切手

手 形

但 折込料 2300枚 5/8付

R7年 5月 7日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-380 T9380002028019

有限会社 石 代表取締役 宗 〒975-0008 福島県南相馬市 TEL 0244 FAX 0244

収 入

印 紙

係 印

領収証

郡 俊彦

様 No. _____

★ 7 10010-

但 4ラ折込料

2025年 5月 7日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(10%) 9.0

コクヨ ウケ-90 T7810725396145

読売新聞 原町南部サービスセンター 福島民友 末永新聞店 日本経済 所長 末永 〒975-0003 南相馬市原町区栄町 TEL 23-3

収 入 印 紙

領収証

T2380001019867

郡

様 R7年 5月 7日

領収金額 ¥4,812

5/8 付折込み

上記の金額正に領収いたしました。

品 目	数 量	単 価	金 額
☑ チラシ折込料	1,250	3.5	4,375
☐ 新聞購読料			
消 費 税 10%			437

収 入

印 紙

係 印

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株)浪江新聞販売センター 〒9-1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地 八島運送様内

(株)浪江新聞販売センター小高 〒9-2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115 (0244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

代表取締役 林 富士

領収書等添付用紙

0002

(1/2)

日付	令和7年8月20日	支出額	22,330 円
項目	広報費	充当額	22,330 円
細目	新聞折込料	按分率	
摘要	議会報告新聞折込料		
備考			

領収書等添付用紙

0002

(2/2)

領収証 T9380002028019

郡 俊彦 様 No. 10

金額	¥8855-
----	--------

但 折込料 2300円 8/17入

27年 8月20日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手
手形

消費税額等(10%) 805

株式会社 石合新聞店
代表取締役 〇〇〇〇〇〇
〒975-0008 福島県
TEL 〇
FAX 〇

収入印紙

コクヨ ウケ-390

領収証 T2380001019867

郡 様 R7年 8月20日

領収金額	¥3,465
------	--------

8/17付折込み 上記の金額正に領収いたしました。

品目	数量	単価	金額
☒ チラシ折込料 ☐ 新聞購読料	900	3.5	3,150
消費税 10%			315

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株)浪江新聞販売センター 1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地 八島運送(株)内

(株)浪江新聞販売センター小高 2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115
0244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

代表取締役 林 富士

領収証

郡 俊彦 様 No. _____

★

7 10010-

但 チラシ折込料

27年 8月20日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手
手形

消費税額等(10%) 910

浪江新聞 浪江町南部サービスセンター
福島民報 永 永 新聞 店
日本経済 所 長 末 永
〒976-0003 南相馬市原町区築
TEL 23-

収入印紙

コクヨ ウケ-08 T7810725396145

領収書等添付用紙

0003

(1/2)

日付	令和7年11月8日	支出額	22,330 円
項目	広報費	充当額	22,330 円
細目	新聞折込料	按分率	
摘要	議会報告新聞折込料		
備考			

領収書等添付用紙

0003

(2/2)

領 収 証		都 俊 孝		様 No. _____	
★		¥ 22,330-			
但		11/2, 11/9 折込平ラン化		T5380002029169	
7 年 11 月 8 日		上記正に領収いたしました		登録番号 _____	
内 訳	税率	金額(税抜・税込)	20,300-	〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目8	
	10 %	消費税額等	2,030-	有限会社 鹿島新聞販売センター	
	税率	金額(税抜・税込)		代表取締役 原 田 俱 糸	
	%	消費税額等		TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-202	

入
紙

ケ-1097

領収書等添付用紙

0004

(1/2)

日付	令和7年12月2日	支出額	34,843 円
項目	広報費	充当額	34,843 円
細目	新聞折込料	按分率	
摘要	議会報告新聞折込料		
備考			

領収書等添付用紙

0004

(2/2)

領収証
T2380001019867

郡 俊彦 様 R7年12月2日

領収金額	¥ 4,813		
------	---------	--	--

12/3付折込掛 上記の金額正に領収いたしました。

品目	数量	単価	金額
☒ チラシ折込料 ☐ 新聞購読料	1,250	3.5	4,375
消費税 10%			438

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株)浪江新聞販売センター 9-1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地 八島運送内
(株)浪江新聞販売センター小高 9-2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115
代表取締役 林 富士 (0244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

領収証 T9380002028019

郡 俊彦 様 No. 31

金額	¥ 8,855 -			
----	-----------	--	--	--

但 折込料 411 2300取 1/3入
R7年12月2日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(10%) 805

有限会社 代表取締役 林 富士
〒975-0008 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115
TEL 0244-32-0323 FAX 0244-32-0132

領収証

郡 俊彦 様 No. _____

★

金額	¥ 10,010 -			
----	------------	--	--	--

但 折込料 477 折込料
R7年12月2日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(10%) 910

浪江新聞 原町南サービスセンター
福島民報 未永新聞店
日本経済 所長 未永
〒975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目
TEL 23-35

コクヨ ウケ-98 T7810725396145

領収証

郡 俊彦 様 No. _____

★

金額	¥ 11,165 -			
----	------------	--	--	--

但 12/3 x 折込料 1477
R7年12月2日 上記正に領収いたしました 登録番号 T5380002029169

内訳	税率	金額(税別)	消費税額等	金額(税込)
10%		10,150	1,015	11,165
10%				
消費税額等				

〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目3番地
有限会社 鹿島新聞販売センター
代表取締役 原田 倶 糸
TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-202

コクヨ ウケ-1097

領収書等添付用紙

0005

(1/3)

日付	令和7年12月29日	支出額	61,215 円
項目	広報費	充当額	61,215 円
細目	新聞折込料	按分率	
摘要	議会報告新聞折込料		
備考			

領収書等添付用紙

0005

(2/3)

領 収 証			
T2380001019867			
郡 俊 彦 様 27年12月29日			
領 収 金 額	¥ 3,465		
上記の金額正に領収いたしました。			
内 訳	品 目	数 量	単 価
	☒ チラシ折込料	900	3.5
	☐ 新聞購読料		
	消 費 税		3/5
毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報 (株)浪江新聞販売センター 979-1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地 八島運送(株)内 (株)浪江新聞販売センター小高 979-2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115 代表取締役 林 富士			

領 収 証		郡 俊 彦 様 No. _____	
★ ¥27,720-		但 13/30 朝入札送料 (7,200枚)	
内 訳	現金 ¥25,200-	2025年12月29日 上記正に領収いたしました	
小切手	/	〒975-0004	
手 形	/	福島県南相馬市原町区旭町三丁目	
消費税額等(10%)	¥2520-	有限会社 藤原新聞	
コクヨ ウケ-88		TEL (0244) 22-2222	
		FAX (0244) 22-2222	
		登録番号 T8-3800-0202-9000	

領 収 証		郡 俊 彦 様 No. 40	
金 額	¥ 8,855-		
内 訳	但 折込料 2000枚 13/30人		
現金	27年12月29日 上記正に領収いたしました		
小切手	/		
手 形	/		
消費税額等(%)	/		
コクヨ ウケ-390	有限会社 代表取締役 〒975-0008 福島 TEL FAX		

領収書等添付用紙

0005

(3/3)

領 収 証	郡 俊彦	様	No. _____
★ 7 10010 -			
内 訳	但 チラシ折込料		12/30 折込分
現 金	令和7年12月29日		上記正に領収いたしました
小切手	/		
手 形	/		
消費税額等(10%)	910		
コクヨ ウケ-98	T7810725396145	読売新聞 原町南部サービスセンター 福島民友 末 永 新 聞 店 日本経済 所 長 末 永 〒976-0003 南相馬市原町区栄町27 TEL 23-35	

領 収 証	郡 俊彦	様	No. _____
★ ￥11,165-			
但 12/30入 折込チラシ代			
7 年12月29日 上記正に領収いたしました 登録番号 T5380002029169			
内 訳	税率	金額(税抜・税込)	
		10,150-	
10%	消費税額等	1,015-	
税率	金額(税抜・税込)		
%	消費税額等		
収 入 印 紙	〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目80 有限会社 鹿島新聞販売センター 代表取締役 原田 俱 糸 TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2025		
コクヨ ウケ-1097			

領収書等添付用紙

0006

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 6 日	支出額	11,165 円
項目	広報費	充当額	11,165 円
細目	新聞折込料	按分率	
摘要	議会報告新聞折込料		
備考			

領収書等添付用紙

0006

(2/2)

領 収 証		様 No. _____	
★		¥ 11,165-	
但		V7 X 折込入金代金	
8 年 1 月 6 日		上記正に領収いたしました 登録番号 T5380002029169	
内訳	税率	金額(税込)	10150
	10 %	消費税額等	1015-
	税率	金額(税込)	
	%	消費税額等	
収 入		① 979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目	
印 紙		有限会社 鹿島新聞販売センター	
		代表取締役 原田 倶 糸	
		TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2025	

コクヨ ウケ-1097

領収書等添付用紙

0007

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 13 日	支出額	59,290 円
項目	広報費	充当額	59,290 円
細目	新聞折込料	按分率	
摘要	議会報告新聞折込料		
備考			

領収書等添付用紙

0007

(2/2)

T9380002028019

領 収 証

郡 俊彦 様 No. 46

金額									
									¥ 8470-

但 折込代 17 2200枚 1/4入

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

R8 年 1 月 13 日 上記正に領収いたしました

有限会社

代表取締役

〒975-0008 福島県

TEL

FAX

収入印紙

係印

コクヨ ウケ-390

領 収 証

T2380001019867

郡 俊彦 様 R8 年 1 月 13 日

領 収 金 額	¥ 3,465
---------	---------

1/4付折込み

上記の金額正に領収いたしました。

内 訳	品 目	数 量	単 価	金 額
	☒ チラシ折込料	900	3.5	3,150
	☐ 新聞購読料			
		消 費 税 10%		

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株)浪江新聞販売センター

(株)浪江新聞販売センター小高

代表取締役 林 富子

525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地 八島運送(株)内

111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115

244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

領 収 証

郡 俊彦 様 No. _____

★ ¥ 9,625-

但 1/4入 折込代 17 2500枚

8 年 1 月 13 日 上記正に領収いたしました 登録番号 T5380002029169

内 訳

税率	金額(税抜税込)	8750
10%	消費税額等	875
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	

収入印紙

係印

コクヨ ウケ-1097

〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目

有限会社 鹿島新聞販売センター

代表取締役 原田 倶系

TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2

会計帳簿（令和 7 年度）

議員名 郡 俊彦

（単位：円）

整理番号	日付	項目	細目	摘要	支出額	充当額
0001	05.07	広報費	新聞折込料	議会報告新聞折込料	51,397	51,397
0002	08.20	広報費	新聞折込料	議会報告新聞折込料	22,330	22,330
0003	11.08	広報費	新聞折込料	議会報告新聞折込料	22,330	22,330
0004	12.02	広報費	新聞折込料	議会報告新聞折込料	34,843	34,843
0005	12.29	広報費	新聞折込料	議会報告新聞折込料	61,215	61,215
0006	01.06	広報費	新聞折込料	議会報告新聞折込料	11,165	11,165
0007	01.13	広報費	新聞折込料	議会報告新聞折込料	59,290	59,290
合計						262,570

郡俊彦の市政報告

第10号

先 連絡
南相馬市鹿島区南海老字大森24
TEL 0244 46・2249
携帯 090 8784 4683
「郡俊彦のブログ」で検索下さい

またまた「飲み込めると判断」か

4月21日に開かれた鹿島区の行政区長歓送迎会の挨拶の中で、市長はサービスエリア周辺整備事業構想を発表しました。

合計80億円の計画で、内30億円は市の負担、これから募集する民間事業者が50億円の計画ということです。

突然の発表に驚き「30億円の財源は」と後で訪ねたところ、「合併特例債」との答えに又驚かされました。

合併特例債の残り30億円については、昨年9月と12月の定例議会で、「地域協議会で検討していただく」と答弁になっていた。

市長は、大事な問題について市長の見解を直接質問すると「部長答弁が私の答弁」と答えていました。

市長は前の議会で繰り返された方針を突然くつがえしたことになります。

ひどすぎる 無計画性と情報隠し 30億円をサービスエリア周辺整備に？

「新庁舎建設」の場合も、市民と議会に説明せずに「70億円不用になった中から合併特例債を飲み込めると判断し」としていました。



出せないはずの資料が……

市長は、合併協定による各区のバランス「6・2・2」は概ね守られている」との説明を続けています。が、各区毎の事業名などの資料は何度求めても提出されません。

「議会の承認を求めた工事（15億円以上）分だけでも」と要求したこともありましたが、「出せない」と言うことになっていました。今回出て来た資料は、高

合併後の普通建設事業の状況

普通建設事業	H17-21 5年間	H22-27 6年間	H28-30 3年	R1-4 4年	H17-R4 18年
決算額	274	129	91	112	606
通常事業	1年当り 55	22	30	28	—
全国標準	278	278	90	120	766
震災関連	決算額	—	581	272	295
					1148

上の表は、「概ね6・2・2」は守られている」と説明している唯一の表から作成した合併以来の財政の流れをみるために作成しました。

区切りのついでに、震災関連と通常事業に分かれています。通常事業には、1年当り事業費と全国標準であるべき額

その後の7年間は全国類似市の年間約30億円で計算すると210億円で、18年間合わせて合計766億円が全国標準規模となります。

あるべきはずの町づくり予算

160億円の行方

落札率一覧表 (R1～5年) 億円

小高区	鹿島区	原町区	全市	計
127	14	41	6	188
68%	8%	22%	3%	100%

上の表が、今回提出された資料から、計算した各区毎の事業費合計です。災害関連事業も含まれて合計188億円の内鹿島区がわずかに8%の14億円、事業数は26件中の1件のみで、ほ場整備事業関連の国交付金事業です。

小高区68%にみられるように、震災関連事業が多くなっているのはやむを得ないと思いますが、表にある5年間も、市民は市民税を納め、国からは災害関係以外の普通交付税も来ていました。

合併の約束「信頼関係」と吹く風



市民のくらしやまちづくりのための事業（普通建設事業）などの予算はあったはずなのです。

合併当初の5年間は、主要事業についての一覧表や、市税など一般財源の配分一覧表などがわかりやすい形で、市議会に提出されていました。

災害対策事業やそれ以外の事業の各区毎状況などの一覧表を出せないはずはありましたが求められます。

特例債30億円の行方と

サービスエリア周辺対策事業

サービスエリア周辺整備事業構想についての資料を求めたところ、まだ公表できる段階になく、パブリックコメント実施など今後のスケジュールも未定ということです。

市長が鹿島区長会で報告した真意は不明ですが、市負担となる用地造成費などのお金は「合併特例債の30億円」と考えていることは大問題です。

合併特例債のつかえる期限は2030（令和12）年度までです。地域協議会が区民の意向をまとめ、将来に向けてなにとなくなが必要か、ムダのない事業名を固める検討に1年（あと半年）、調査と基本設計に1年、実施設計から工事発注まで1年、残された2年間で工事を完成させ、特例債を借り入れて代金支払いまで終了する必要があります。

区役所と地域協議会が一体となって取り組まないと、市が責任を持って、体制づくりを進めないと、せっかくの特例債を流してしまふことにもなりかねないと思います。

そうした中で市長が議会答弁と違う方向を考えていることは大問題、足かせになりかねません。

市長発表の構想によると、市が30億円で用地を造成して提供し、これから宿泊施設等の50億円事業の運営者を募集し選定するということです。これから募集すると云うことです。不安定性を増すことや、常磐道の4車線化が進んで、通行車両の流れの変化もあり得ます。

又、市が造成するとされる予定地は、かつての垂炭の採掘のための坑道が、縦横に走っており、以前は頻りに陥落していた危険地域が含まれており、慎重な検討が必要で、事業の成否について、民間事業者のみならず市としても慎重な検討が求められます。

課題を洗い出している、議会や市民の意見を聞いて計画するというあり方によらない計画なので、現段階で成否は不明と云うべきです。

特例債使用の期限ぎりぎりまでになった責任はあげて市側にあります。

市長には市側が求めた地域協議会の取り組みを支援する責任があり、全力をあげることを求めます。

あるべきは車の両輪

執行部（市長）と市議会の関係は車の両輪であるべきといわれています。

つかず離れずの関係で安定した走行が出来るというたえです。

南相馬市議会の現状は、くつつきすぎて一輪車のようになっている様に思われます。

鹿島区での市長の説明は、市議会への説明は一切まだありません。

3月議会では「サービスエリア周辺整備事業は、委託した業者から近々調査結果が報

告される」との答弁となっていました。

市負担の財源は、合併特例債の頃の30億円からとの、市長の考えは、これまでの議会答弁をくつがえすものです。

市長の方針の計画性と一貫性のなさにつきますが、執行者と議会の関係のあり方についても、大いに考える必要があります。

70億円の余裕財源発生について、当時の議員の皆さん知られていなかったことも驚きですが、その経過について、議会として調べようとしていないありようにも驚かされていました。

「すべて市長が正しい」と思うことは本人の責任問題ですが、真実を調べ、市民への説明責任があると思います。

調べた事実に基づき議論し、市民に報告しながら、よりよい方向を見いだして行くのが議会の役割です。

車の両輪としてのあり方が求められます。

ありえない 国保基金18.9億円 説明が破綻しても「変更なし」

国保制度改定で必要なくなった基金18・9億円（現在12億円）を、「単年度主義の例外として」法の根拠がない市独自の基金制度で、これから全市の減税に使うという事は、到底認めがたく、道義的にも問題です。再検討を求めます。

基金18・9億円は、30*圏外のみ納めていた時期の貯金です。

国保制度改定で必要なくなった基金18・9億円（現在12億円）を、「単年度主義の例外として」法の根拠がない市独自の基金制度で、これから全市の減税に使うという事は、到底認めがたく、道義的にも問題です。再検討を求めます。

基金18・9億円は、30*圏外のみ納めていた時期の貯金です。

3月定例議会 一般質問 いったん凍結し、再検討を

国民健康保険税の計算が、法の定めに反していたなど、答弁内容は矛盾だらけが浮き彫りになっています。

国交付金は、毎年の税算定時に「差し引いて処理すべき」なのに、2018年（h30）年の制度改定前も後も前年と同率で計算していました。単年度主義違反です。

「基金条例は取り崩せない」との答弁が今回も繰り返されましたが、震災前は取り崩していた事など、基金は本報告に使うための制度であった事は本報告8号等々ですでお知らせ済みです。

国保制度改定で必要なくなった基金18・9億円（現在12億円）を、「単年度主義の例外として」法の根拠がない市独自の基金制度で、これから全市の減税に使うという事は、到底認めがたく、道義的にも問題です。再検討を求めます。

基金18・9億円は、30*圏外のみ納めていた時期の貯金です。

単年度主義について

郡 医療費増高分の国交付金は単年度で処理すべきでなかったのではないかと答へた。国民健康保険特別会計については、単年度主義が原則であります。

国の特例調整交付金は、（毎年）税算定時に必要額から差し引いて処理すべきものと考えております。

特別調整交付金のうち、医療費増高分は、年度当初に交付額が見込むことが困難なことから、控除ができていなかったというものでございます。

なお、旧基金条例ですが、一度基金に積み立てると、通常の税を下げるために使えず、特別交付金の給付や活用について、単年度で整理するものが難しい時期だったと捉えております。

郡 あり得ない積立
単年度主義であれば基金が、18億円20億円に積み上がるという事はあり得ない。

市長 前の市長時代に、原則、単年度主義でまさに運営されてきたと理解しております。唯一例外は、30年6月に基金条例を改正いたしました。その中で、その単年度主義の例外といいますが、基金を取り崩すことができるような条例改正を行い、運用している。

郡 今後のあり方も、現状で問題ないかと。

答 平成28年度までは前年度の税率を据え置き、平成

29年度は、基金などを充て、資産割を廃と併せ所得割の引下げを行っていた。基金条例の変更は可能である。市長 基金条例を改正すべきという議員の御意見は、

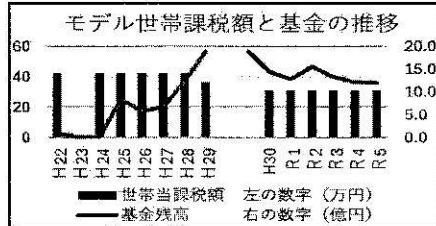
29年度は、基金などを充て、資産割を廃と併せ所得割の引下げを行っていた。基金条例の変更は可能である。市長 基金条例を改正すべきという議員の御意見は、

許されません！説明つかないあり方の強行

能であるかないか改めて伺う。

答 条例改正の手続により可能であります。

市長 基金条例を改正すべきという議員の御意見は、



上の表の左半分が、30*圏外だけ課税されていた旧基金制度。右半分が市独自の基金制度です。旧制度の基金18.9億円が制度が変わり必要なくなり、それを新しい基金制度に積んで平成30（2018）年以降取り崩されて減っていることが見てとれます。

モデル世帯とは 夫45歳、妻42歳で子供18歳と15歳の4人家族の世帯です。

税額は、2016（h28）年まで4万5200円で同率同額となっています。



原則に反した方式の高い課税での取り過ぎ分を基金に回し、その基金をこれから全市の減税にあてるといふことです。

報徳仕法を掲げる南相馬市が、説明のつかないあり方を、議会の数の力頼みで押し通すことは許されません！

答 令和7年1月24日開催の第1回市教育委員会定例会に議案として提出し、決定されました。

郡 現場の教員の皆さんとの意思疎通はどうか。

答 適宜、校長会議等を通じて各小中学校の先生方にお知らせしている。

郡 説明し意見を聞く、とはなっていない。

郡の市政報告会

5月18日（日）午後1時30分

かしま交流センター

皆さんに知っていただくことが力になります。ぜひご参加下さい。

自治区を設けた目的は

郡 合併に際し地域自治区を設けた理由は、

答 「区役所は地域振興に向けた施策の展開及び住民の身近なところで行政サービスを行う。

地域協議会は、自らの地域は自ら創ることを基本とした住民自治の推進と、自治区に係る総合的な協議機関として住民と共に協働のまちづくりを図る」とされています。

郡 市長の義務は、自治法により市町村長は、同法同条第2項の規定によりまして、（条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域

答 自治法により市町村長は、同法同条第2項の規定によりまして、（条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域

郡 国際バカロレアについて

郡 市民にどう説明をしているのかお伺いします。

郡俊彦の市政報告

鹿島版
第9号

発行 2025年 5月 13日
TEL 46 2249
携帯 090 8784 4683
南相馬市鹿島南海老字大森24

「意見」要望は電話又は e・メールで
kooi70@outlook.jp
ブログは「郡俊彦のブログ」で検索を

5年間188億円の中で 鹿島は ほ場整備関連道路 1件のみ

5年間の市の事業一覧表(15億円以上)では、総合計188億円で、鹿島区は1件のみ14億円です。(詳しくは市政報告第10号を)

その1件は、八沢干拓関係のほ場整備事業に伴う市道工事です。

元々は、旧道に添った曲がり角のある計画でしたが、事業評価委員会で、「避難道路なので」とクレームがつき、緩いカーブのノンストップ高規格道路として完成しています。浜の県道から6号線まで6.0km、km当り23億円の道路です。

財源は国の交付金事業ですが、海岸の集落は無くなっており、ノンストップで誰が避難するのか疑問の机上の計画と思われる。鹿島区で令和1年から5年まで、これ1件なのです。



忘れられてる 鹿島のまちづくり

5年間15億円以上の一覧表の中に、原町区は「メー」改修工事」39億円、「市モリアルパーク整備」18 民プール建設12億円」が

若者もとしよりも住みよい街を

鹿島区の「まちづくり」の後れを取り戻すためには、20年、30年後の町を想いながら、さしあたり、合併特例債30億円を念頭に当面

気軽にに行ける楽しいセンターを

第一に、若者もお年寄りも気軽に行ける賑わいのある鹿島の中心地をつくること。

住民の声を集めて作成した第一次の「鹿島区ビジョンで」急ぐべき課題に、全世代交流の場(センター)を掲げました。

「みなタク」の一人あたり利用は、原町区

確保すべき交流施設や、街中の空き地対策を考える必要があると思います。検討時間も少ないので私案として具体的に考えてみました。

の3分の1です。病院バスの関係もありますが、誰でも気軽に行ける楽しい場がないのが鹿島区のみです。

商店街の賑わいを取り戻すためにも、駅周辺の空き地の協力を得て集約し、温浴施設付きで図書館や土曜・日曜の子供の居場所ともなる「まちなか広場」的施設を計画的に整備はどうでしょうか。

2030年の

構想を

第二に、計画的な区画整理の推進です。

合併前鹿島区は、小池寺内、旧町尻、西町地区など区画整理が計画的に進めました。

財政状況の安定していた鹿島は、合併していたなかったら、震災後は北畑、御前ノ内、大河内地区などの区画整理が計画的に進んでいたと思います。

今からでも遅くはありません。50年・100年後の皆さんに恥じない中・長期的な方針を目

あります。

小高区は子供の遊び場建設に39億円があります。

表以外にこれまで、小高区は17億円の「街なか賑わい事業」や貝塚公園整備。原町区は、駅前整備事業や老人福祉センター工事がありました。

さらに合併当初は、原

子供を遊ばせるのに、小高まで

合併以来鹿島区の「住みよいまちづくり」は進んでいません。

合併促進のための格差解消と周辺対策が目的の合併特例債が原町区中心につかわれ、鹿島と小高が遅れていました。

小高は災害対策による活性化対策が大きく進み、鹿島のみ取り残された形になっています。

標に、国土交通省の財政支援や、市の財政状況等も踏まえながら、

商店街の賑わい回復も

第三に、鹿島区の人口増や商店街の賑わい回復も区全体の課題ではないでしょうか。

今、鹿島小学校北側には、新築して住む人が増え続けています。鹿島駅北側も、たちまち住宅が建ちました。

鹿島は新しく住む魅力がある様に思います。

当面可能な範囲での三二区画整理を計

町区の環状一号线、図書館、道の駅周辺整備に数十億円の事業が集中しました。

鹿島を考えると、運動場を狭くした千倉のトレンセン以外は、震災で危険となったまごころセンターと隣接する体育館の改築などです。

子供を遊ばせるのに、小高まで行ってる若い人もおり、安心できる子供の居場所がほしいという声があります。

鹿島は老人福祉センター的施設のない地区で、増え続けるお年寄りや免許返納者の外出機会が少なく、介護予防対策などに格差があり、心配です。

2030年の構想を持つべきではないでしょうか。

画し、住宅団地を整備すれば車なして仙台圏へ通える魅力があり、人口増につながる可能性があると思います。

本年度事業の「駅周辺整備計画」も、人が集まる将来につながる対策を考えるべきかと思っています。

その他にも課題は

常磐線をまたぐ立体交差は、用地対策で止まっている西町からの県道「鹿島海老線」の改良工事再開が近道と思われそうですが？



年12万円 安くできたはず 今なら世帯当42万円戻せる計算

18.9億円も積み立てた市の説明はつじつまが全くあいません。基金は現在（R6年末）12億円に減っています。今だと、圏外約2800世帯に約42万円ずつ返せる計算になります。

保険税は、単年度主義を守り、国交付金を減税に回していれば、積み立てた五年間は平均的な世帯で年平均約12万円安くなっています。

モデル世帯の課税額

「議会だより」（5月1日）と「報告第10号」でも掲載しましたグラフに見るとおり、30キロ圏外だけ納めていた2017（H29）年までに積み立てたお金（基金）を、国保制度が変更された2018（R1）年以降の減税などに回され、減り続けています。

モデル世帯で比べると新しい基金に変わって、42万5200円から、31万7

法律も事実も正面から見ない

議会答弁

① 前年同率で課税を続けることは、法で定められた税額計算に反しています。全国を採しても南相馬市以外にはないでしょう。

② 「国の特別調整交付金は、税算定時に必要額から差し引いて」計算すべきだが、交付額が「計算出来ずに余った」ので、基金に積んだと答えています。国からは毎年、計算方式が示されておりま

③ 市長答弁も含め、「制度改定前の基金条例では取り崩せないことになってた」事を巨額に積み上がった理由としていますが、震災前は南相馬市も取り崩して減税にあてていました。となりの相馬市は取り崩して制度改定後には震災前

百円に、11万4500円も安くなっていました。（モデル世帯とは、夫婦と子供2人で年収400万円、固定資産税8万円の世帯です。）

の半分、一億円になっています。

④ 改定前の基金積立額についての国基準は、「過去3年間の医療費の5%以上」が目標で、本市の場合4億円程度だが、震災前年は18億円となっていました。取り崩しについては、

基金額が「過去3カ年の医療費平均の25%（積立目標の半分）」を有している、3ヶ年間黒字であった」場合は可能となっております。

⑤ 30*圏内はすでに、国補助により保険税は無料でした。

その時期の国の減税対策補助金をつかわずに積んだ基金によるさらなる減税は、二重支給になりませんか。

これらは、これまで何回も議会で質問し、資料に基づいて指摘し、皆さんに報告もしている内容です。

毎年減り続ける基金

18.9億円を積んで2018（R30）年から始まった市独自の基金は、本来市の予算で実施すべき定期検診の無料化と減税につかわれ、2024（R6）年末には12億円になっています。



今年度は31億円ほど取り崩す予算になっています。今後、20*圏内ですべて課税されるようになり、基金は減り続けることになっています。

市独自の基金条例の改定を！ わづか1週間で834名分の署名

今後については、鹿島区民の声を大きくしていく以外にありません。緊急の署名運動で集まった834名分は、市議会に提出済みで、その後も集まっています。

まっています。

新年度の税額を決める6月議会に向け、皆さんのさらなるご協力をお願いします。

郡の市政報告会

5月18日（日）午後1時30分

かしま交流センター

皆さんに知っていただくことが力になります。ぜひご参加下さい。

「木を見て森が見えない」

予算審査

3月議会の最終日、予算決算特別委員長報告に予算書全体の構成に関する質問をしようとしたら、委員会に付託されていなかったので、質問出来ないと云うことになりました。

予算案の審議は、まず特別委員会に付託し、委員会（分科会）毎に分けて審査し、最

終日の本会議に特別委員会委員長が賛否の結果を報告して、質問を受け、討論をへて、採決するという流れになっています。

昨年度予算審議の際も「なんか変だな」と思っていたのですが、「そういうことか」と驚きましたがどうにもなりません。

予算の説明書には、予算の概要から主要事業一覧表まで、44ページに渉って予算の構成などが記載されています。一番大事な部分ですが、その部分が審査対象から外れていたのです。

どていねいな質疑を繰り返していますが、予算書を木に例えると、木の幹と太い枝の張り具合のバランスなどを見ていなかったことになりました。こうしたあり方の結果、日の当たる所や、議会で質問の多いところ優先となり、自治区の予算枠や、都市計画マスタープランなど将来への投資的予算が顧みられない様になっていったと思われます。

南相馬市議会は、ひとつひとつの事業については、他の議会にはみられないほ

郡俊彦の市政報告

鹿島版
第10号

発行 2025年 5月 13日
TEL 46 2249
携帯 090 8784 4683
南相馬市鹿島区南海老字大森24

ご意見・要望は電話又は e・メールで
koor170@outlook.jp
ブログは「郡俊彦のブログ」で検索を

6月議会が始まる 郡の一般質問は 6月16日(月)10時前から

皆さんの傍聴をよろしくお願いします

「タラソのお金は、あつたはずなので調べて報告し、是正する」、6年前の令和元年3月、「市政懇談会」で、就任して間もない新市長は鹿島区民に約束しました。

調べた結果の「回答」が1年後の4月に、鹿島区元議員有志の会に届きました。

1枚の用紙に「合併後の普通建設事業の状況」という表の下に「6・2・2は概ね守られている」と書かれてました。

以来6年間、この表の数字の基となる各区毎の事業名と金額の入った資料を、求めてきましたが提出されません。

5月に新聞に折り込まれた高野光二県議の「県議会報告」には、南相馬市内の令和7年度県事業一覧表が自治区名や地区名入りで載っていました。

南相馬市は、新年度予算の審議に当たって、同じデーターを求めても出そうとしません。

合併当初は、各区毎が分かる財源内訳付きの詳細な一覧表が提出されてました。

3月定例議会では、令和5年まで5年間の15億円以上の事業の合計約190億円で、鹿島区は7%にすぎないことも分かり、格差は一段と広がっています。

鹿島区が大きく遅れている姿は、議会の中なので、明いガラス張り求めます。

当然公表されるべき内容を出させ、必用なバランスの回復を計画的に進める事を断乎として求めて行きます。

特例債残り30億円は 自治区間のバランス回復に

合併特例債の本来の目的は、合併促進の為の周辺対策費ですが、これまでの事業の合計158億円に対し、原町区69%、鹿島区17%、小高区15%となっています。

「6・2・2」の基準で計算すると原町区は13億円オーバー、鹿島区はマイナス4.8億円です。鹿島区と原町区の比率の6・2に合わせるためには、鹿島区に18億円以上の追加が必要です。

さらに、鹿島区事業とされている中には、ゴミ処理場周辺対策費、消防分署建設費、パークゴルフ場整備費など、全市事業に入るべき約8億円があり、これらを加えると特例債の鹿島区の使い遅れは約26億と試算されます。

小高区は震災後の復旧予算で、小高交流センターなど街中の賑わい対策等進みましたが、鹿島区が取り残されています。

合併以来の状況を合わせ考えると、合併特例債の残り30億円は、鹿島区に配分されても、格差解消にはまだまだ届きません。

市長は、サービスエリア関連事業に、特例債30億円を充てる予定のようですが、これまでの自治区間のバランス、特に新市長になってからの5年間の「鹿島区7%」をどう見ているのか、質問します。

コンプライアンスのみならず市長自らの倫理観についても質問せざるを得ません。

鹿島以外の多くの市民の皆さんも、格差としわ寄せのある市政運営を、望んでいないと思います。

今やらないと 四年このまま

今なら間に合う 鹿島のまちづくりの遅れ回復

前号でも強調しました
鹿島駅周辺の活性化は、
高齢化が進む中、免許返
納者など社会的弱者の社
会参加の機会を増やし、
介護予防にもつながりま
す。

鹿島区の状況は、介護
予防対策にも格差が生じ
ています。市立病院まで

の交通費は、原町小高
は500円ないし700円程度
ですが、近くの塩崎や
大内を含め鹿島は2千
円、往復で4千円です。

社会参加の施設とし
ては、原町は旧地区こ
とに生涯学習センター
があり、花見や運動会
など交流の年中行事が
あるようです。

小高区の場合は、小高
交流センターがあり、お
年寄りがくつろぎ知り合
いと話をする姿が見られ
ます。

これら、介護予防対策
にも格差が生じていて、
このまま続くことで介護
になる人の割合に差が生
じてくる状況にあると思
えます。

震災後空き地が増
えている今が鹿島区
の中心の賑わいづく
りのチャンスです。

このままだと、空
き地はやがて不動産
業者の手に渡り、即
年このままとなって
しまうのではないで
しょうか。

今ならまだ間に合
います。

国保基金問題でも問われる 市政のコンプライアンスと 倫理観（道徳）の問題

1203名分の署名で提出・受理さる

「国保基金条例の改定を求める陳情書」は、6月議会で受付締切の6月4日まで集まった1203分を市議会に提出し、受理されました。署名はその後集まっています。

しかし、6月定例議会には令和7年度の国民健康保険税が前年同率で提案されています。

議会での答弁が矛盾だらけでも、法の原則を無視し、鹿島区民の悲痛な声も聞く耳を持たないあり方です。

新たに分かったこと は、法律どおりに計算すれば毎年変わるはずの課税率が毎年同じ、「前年同率課税」が今も続いていることです。

30[※]。圖外のみ納めていた時に、「同率課税」により取り過ぎて余ったお金を積立た29億円を、平成30年以降、約11万（モデル世帯課税額）引き下げての同率課税とし、不足分を、基金で補っています。高く取り過ぎて余ったお金を使って、いま安くしているのです。

同率課税が、法律に違反していることを、厳しく追及し、改めるように求めます。

この問題でも、市長のコンプライアンスと倫理観が問われることになります。

【訂正とお詫び】

前回の「報告鹿島版9号」で、基金残高を12億円としていましたが、令和6年の決算見込みでは、2.4億円取り崩し9.6億円となっていました。

今、基金を全額戻せば、1世帯当、約34万円となります。今年度は、2.7億円取り崩して残りは6.9億円になります。

サービスエリア周辺開発は 全市の事業として慎重な検討を

議会の意見を聞かずに 進めるあり方が心配されます

市長は民間に委託した報告書（南相馬鹿島サービスエリア周辺開発基本計画）を最善のものとして、そのまま進もうとしています。

市の初期投資額は36億円と巨額ですが、

産品開発など全市挙げての取り組みに

計画の説明資料には、「鹿島限定の味噌」と「羊牧場の肉や行事参加」が、「発展性のイメージ案」として紹介されています。

これに限定しているとは思えませんが、全市・全自治区の取り組みによ

り、品目の追加、開発が必要と思われます。

収支計画書は、セデッテ鹿島も統合する内容となっており、セデッテ鹿島は現在本庁事業として位置づけられており、今回の基本計

4車線化で変わる？交通事情

幾つか心配される点があります。

① まず心配されるのは、常磐道の4車線化による交通の流れの変化です。

計画では利用客を現在の約150万人から、7倍の50万人に増加すると見込んでいます。

鹿島スマートインターの利用者が設置当初から多かった理由は、仙台か

らの所要時間が約1時間の距離にあった事と推測されています。

これまでは仙台圏から1時間を超えて休憩したい頃となっていました。4車線化で40〜45分程度に短縮され、休憩したい時間はもっと先の方になります。この点の検討は見られません。

々な角度からの慎重な検討が必要ですが、議会のチェック機能が働かず、「車の両輪」となっています。

検討不十分なまま進めば、泥沼に足を踏み入れることになりかねません。

時間をかけての慎重な検討が必要で。

きです。鹿島区事業にして格差解消の形にしようとしているとしたら、姑息なあり方で容認できません。

鹿島区の事業ではなく、全市に渡るプロジェクトとして計画的に予算を確保し、取り組むべきです。

ネクスコや専門家の科学的な見解を確認すべきです。

② 鹿島区のメリットとして、同施設からの街なかへの人の流れがあげられているようですが、まず、区民が集まり交流できる楽しいまちづくりが先決ではないでしょうか。

③ 農産物等の産品販売も、市の政策として、兼業農家や年金生活者の家族農

業支援が必要で、目標を定めて取り組まないと現状の出荷量が限界と思われる。

② 約100億円（市の初期投資36億円）の事業、経営は民間と一体的な取り組みととれませんが、議会も勉強しながら、後々に悔いを残さないように取り組むべきです。

特例債活用の期限切れに間に合わせるために、バタバタと進むことは危険です。

郡俊彦の市政報告

第11号

連絡先

南相馬市鹿島区南海老字大森24
TEL 0244 46・2249
携帯 090 8784 4683
「郡俊彦のブログ」で検索下さい

96億円の巨大事業 危うい収支計画 負担は 次の世代に？

南相馬市政は、市民の皆さんの声の広まりによって、変わりつつある面もあります。

合併特例債の残り30億円は、自治区の均衡ある発展を念頭に、自治区の地域協議会の検討に委ねるとの、法律の主旨にそった議会答弁となっていました。

ところが、突然市長は、サービスエリア周辺整備基本計画(以下「S・A周辺計画」)に「合併特例債」をつかうと言いました。(前号参照)

市長は市議会に報告し質問を受けることを避けて、会派ごと個人ごとに説明して、パブリックコメントを実施し、計画の実現に向け進もうとしています。

計画の内容は不明な点が多く、慎重な検討が必要です。

特に、①集客数250万人が前提の収支計画、②民間との一体的経営にかかる赤字の場合のリスク負担の未調整、③文化財発掘調査の必要性等々、調査・検討の必要な問題点が多々残されたままです。

さらに、同「構想」では、利益の出ている「セデッテ鹿島」は民間の経営体に吸収されることになり、評価よく順調な現状は市民の財産です。背伸びしないで必要に応じ「観光物産館」的施設なども、比較検討してみるべきではないでしょうか。

自己資金ゼロの資金計画

「S・A周辺計画」によると、公共施設の改修・新規建設・施設運営を、市と契約した民間事業者が進める事となっております。

「収支計画書」で「想定される財源」96億円は、公共(市)整備費と民間整備費に分かれています。

公共分36億円の内訳は、国県補助が17億円、特例債17億円で、一般財源が約1億円となっています。

民間分60億円は、国県補助10億円、銀行借入20億円、30億円は市が地方債を借り入れ民間に「ふるさと融資」として貸す計画です。

特例債は 自治区間のバランス回復に

「合併特例債」については6月議会答弁でも「合併市町村の一体性の速やかな確立」「均衡ある発展」が目的であり、「均衡を図るための施設の整備事例として、高齢者福祉施設を整備されていない地区への施設の整備などがあげられている」と改めて法律の目的や、政

府の説明に沿った答弁がありました。

法律や合併協定を遵守する立場に立つなら、現在残っている特例債の使用枠30億円は、自治区間のバランス回復を最優先に検討されるべきではないでしょうか。

合併特例債 失効の恐れ

資金計画の民間分60億円の内、「ふるさと融資」の外に、20億円は銀行借入れ予定となっております。ハードルはかなりの高いと思われます。

さらに、文化財の発掘調査が必要になる可能性も高いという説明もありました。

相馬市が「地方債を借り入れ」「法人の民間事業者に融資する」制度で、担保として「民間金融機関の連帯保証が必用」とされている事、事業が破綻した場合は、市に20年間、地方債の返還が残ることになり兼ねません。

この場合「負担は次世代の市民」となります。

資料を出せない理由は何か

資金計画や発掘調査で12年伸びることになる、特例債使用期限までの完成は無理となり、有利な財源をみすみす流すことになりかねません。

新たに、大熊町でも2030(R12)年オープン予定で、年間27万人(常磐道から80万人)の集客予測で道の駅計画が進んでいることも分かりました。

市長は、パブリックコメントの意見を聞いたとして進めようとしています。S・A周辺計画は問題点多々あります。

自治区間の均衡(バランス)は「6・2・2」は守られている」と、市長は今の議会でも答弁しましたが、裏付ける資料、事業一覧表は就任以来出していません。

県会議員の「県政報告」を示して「県は南相馬市の自治区毎の表まで出しているが?」と質問しましたが「出します」と云えないのです。

さらに去る3月議会では、令和元年から5年間の主な事業(15億円以上)に鹿島区はほ場整備関連の義務的道路1件のみを示

市議会は責任ある検討を

市長は、5月18日付の議長宛文書「S・A開発基本計画」の「情報提供及び同計画の会派への説明について」の中で、会派単位に説明するとして、会議には語りません。

しかし、7月発行の「尚友会・公明党合同会報」によると「鹿島区S・Aの周辺開発基本計画が策定さ

れ」2月に「国県へ研修をおこない」結果、「可能性大いにあり」と報告しています。

会派により対応が異なっており問題です。

全員協議会に報告し、議会の検討を求める事をせず、問題点の出ることを封殺して、多数会派の了解の下、パブリックコメントを

県が公表しているのに南相馬市が出せないのはありません。

出ることによって、市長が繰り返している「6・2・2は守られている」との説明が事実と異なっているから出したいくない、としか考えようがありません。

驚くべき情報隠しと言わざるを得ません。

市民が納めた税金の使い道は、積極的に市民に説明しなければならぬのです。

こうしたあり方を改めて、令和元年からの資料も含め市民に資料を出して説明し、市民からの理解を得られるようにすることにも、合併特例債の残り30億円については、お金の使い方におけるバランスのゆがみが是正されるように活用されなければなりません。

合併特例債は、使用期限が迫っているので早急に取り組む体制の確立が必用です。

強行し、このまま進める方針なのではないでしょうか。

問題点を明らかにし、その対策を市民の皆さんと共に検討して進むことが、失敗を回避することにつながるのではないのでしょうか。

議会として、責任ある説明を求め、問題点を質し、調査・検討を速やかに行うことを求めたいと思います。

市議会の役割は 市長提案通すこと??

南相馬市議会の「議会のルール」には、市長提案に賛成し通すことを議会の役割と考えている内容が見られます。

その1つに、「反対討論は担当委員会の副委員長」と云うのがあります。

例えば、予算案などを議決するに際して、反対討論があれば、賛成する側の討論が必要になります。

本来は、賛成議員の中から自ら申し出るべきなのですが、副委員長は積極的賛成でなくても賛成討論をすることになっています。

副委員長の討論内容は執行部の答弁と同じ内容が多いようです。

これまで、南相馬市政を巡って、討論の中では、「自治

区も議会も知らない計画見直し」「自治法違反の経過」「虚偽答弁」「合併協定違反」今回は国保税課税を巡る「地方税法違反」等、法律の条文を示して指摘して、市民の皆さんにも報告してきましたが、肝心な問題点について調べての反論は、ほとんどありません。

年間2.4億円、議会の予算です。市長が間違わないようにチェックするために、ムダづかいを防ぐために、市長と対等な立場の議会があるので、

そのことを肝に銘じた改革が求められていると思います。

「反対討論は副委員長の役割」とするあり方は改めるべきです。

30% 圏外納税者に 税法違反の過重な負担

南相馬市は、震災後、震災前と同じ高い税率で30% 圏外から国民健康保険（以下「国保」）の徴収を続けました。税額の計算方式を定めた法律に反するあり方でしたが、18億円の貯金（基金）がたまりました。

そのお金を今、減税補助につかい、以前よりモデル世帯1世帯当り年間11万円安い税額を毎年続けています。

6月定例議会では、令和7年度の国保税額を決める国保税条例と国保会計の補正予算が、市長提案どおりに賛成多数（反対2名）で決まりました。

鹿島区住民から1304名の署名を付けて提出された陳情書は、文教福祉委員会に付託され、開会中の審査結果が9月議会に報告され、賛否が議決されることになりました。

陳情書の内容は、

「震災時に取り過ぎて積み立てた18億円を元金とする現行の基金条例を改正し、取り過ぎ分を戻してほしい」ということです。

国は、毎年、負担軽減のための補助金等を交付していましたが、使わないため毎年数億円ずつあまりま

法律で計算式が決まっています

6月議会より鮮明になったことは、国保税の根拠は地方税法で定められており、「医療にかかる全体の経費から、患者負担分と国からの補助金を引いて、足りない分を加入世帯に課税する」ことが明記されていることです。

法律で方程式が決まっているのです。

少数者への高い税額で 取り過ぎた分を みんなで使う

平成30年からの国保制度は県に一本化され、以前の基金は廃止されました。南相馬市は、新たな市独自の基金条例をつくって、18億円を積み立てました。

現在は毎年度、減税対策補助（今年度約1億1千万円）の外、定期検診無料化（約5千万円）などに使われております。

今年度の税法による課税必要額は、13億円ですが、基金から2億円繰入（補助）により、課税総額は11億円となっています。

結果、本市の世帯当り税額は、県内で2番目に安く、震災時よりは11万円も低くなっています。

市全体にきた交付金？

「震災後の交付金は市全体にきたもので、30% 圏外にきたのでないの、市全体でつかうお金」が市長の見解です。「国保会計は単年度主義」ということを全く理解していません。

国保会計に入る補助金・交付金は、地方税法による計算上、毎年の歳入となり、歳入が増えた分課税総額が減り、その分保険料は安くなるのです。

10年も前の国交付金を積み込んでおいて、今の減税対策に使うことは、単年度主義から大きく外れています。

市長は、この常識外れの見解を撤回すべきです。

郡の市政報告会 今回は都合により休 ませていただきます。

国保基金

その時に取り過ぎ分として戻すべきだったので。

今もあるのは南相馬市だけ

相馬市は古い条例がそのまま残っていますが、動いておらず、新地も飯沼も国保に関する基金はありません。福島市もありません。

国保制度が変わって必要なくなったからです。

震災後の困難な時期に積み立てた基金を、今減税に使って自体、単年度主義にすることが改めて分かりました。

剰余金の処分は 次年度に繰り越しが原則

「現行の基金条例は、国民健康保険法による根拠はないのでないか」との質問に、「地方自治法233条の2によるので違法でない」と答弁がありました。

特に事情がある場合は基金に入れることが出来るとなっていますが、大原則は剰余金の速やかな処分でした。

このことは、震災前の国保会計にも当てはまり、繰り越して減税に回さずに、積み上げたことは2重3重に法律の求めに反しています。

陳情書は採択を

コンプライアンスを重視すべき議会は、陳情書を採択し、残された基金のあり方について、相互に理解（和解）出来る方向を検討すべきです。

郡俊彦の市政報告

鹿島版
第11号

発行 2026年 9月 7日
TEL 46 2249
携帯 090 8784 4683
南相馬市鹿島区南海老字大森24

ご意見・要望は電話又は e・メールで
koorito@outlook.jp
ブログは「郡俊彦のブログ」で検索を

「公平なガラス張り」
「よりよいあり方（人間性）」

9月3日、定例議会が始まりました。

冒頭に、6月議会で継続審査となっていた鹿島区民からの「国保基金条例の改正を求める陳情書」が審議され、総務委員会報告とありに「不採択となりました。」

報告された審査内容は、市の方針がすべて正しいとの考えで、出席を求めた陳情者2名に「どう思うか」と「質して」「答弁」を求めた内容となっています。（次ページの枠内参照）議員が答弁を求める相手は市長外執行部のハズ、間違えています。

市議会の大きな役割は、市長の執行に間違いがないかを、市民に代わってチェックする事であり、市政の内容を市民の皆さんに報告し、皆さんの声を市政に反映させるためにあると思います。

審査の内容を見ると、執行部に「陳情書の内容・文言にかかる解説等」を求め、その解説に沿って陳情者に「質して」います。

結果は「市の考え方と陳情者の考え方に齟齬（そご）」があり、統一されない限り採択は難しいので不採択ということでした。

「齟齬があるので正してください」と言う市民の願いのために請願・陳情制度はあるのではないのでしょうか。

さらに問題は、「何人で集めたか」や署名した人から聞き取った内容の質問があったことです。署名したかどうかなど個人への質問は、憲法で保障する「国民の請願権」「思想及び良心の自由」等の人権を脅かす、許されない行為です。

問題は、30*圏外のみ納めていた6年間に積み立てた約19億円（納税1世帯当67万円）を、医者代も保険税も全額国補助で無料になったいた人達の減税に、毎年2〜3億円、令和10年までつかわれる事になっています。

税額は積み立てた6年間より約11万円安くなり、県内で最下位に位置しています。

「単年度主義」違反等、市の説明が破綻する中で、数の力による弱い者いじめです。

総合計画目標の「よりそう」あり方（人間性）の問題として、良識ある市民の皆さんに訴えていきたいと思っています。

問われる南相馬市政



「6・2・2は概ね守られている」ことを証明する資料を市長は出しません。

県会議員報告に県事業が出ているのになぜ出せないか、と質してもあいまいな返事です。

合併当初、議会資料として出ていたのに

今出せない理由は、①議会のチェックの甘さによる事務能力の劣化、②出すと合併協定が守られていないことが明らかになる、の2つしか考えられません。

いずれ税金のつかい道を納める市民に報告できない事は許されません。

コンプライアンス、ガバナンス、法律を守ることや、組織の独善的な運営を防ぎ社会的責任を求める言葉です。

公正公平なガラス張り運営は、市長も否定していません。

「市民の知る権利」を盾に求め続け、鹿島区の後れ実態を明らかにし、計画的な自治区間のバランスの回復を求めて行きたいと考えています。

特例債残り30億円の内20億円は、「鹿島区の知らない見直し」で棚上げされた「タラソのお金」です。

これまでの質疑等で明らかになっている「鹿島区の後れ」と合わせ、特例債30億円は、「鹿島区100年のまちづくり」の財源との主張に異論は聞こえませんが。

市長が突然「特例債をサービスエリア開発事業」にと言い出しましたが、計画書の「想定される財源」によると18億円弱です。12億円は残ることになります。

また、同計画が決まったかのように宣伝・報道されていますが、今の議会で提案されている新たな調査費が決まったとしても、市が貸し付ける30億円の連帯保証、20億円の借り入れ等の担保をどうするか等々、加えて文化財調査もあり、道筋は見えていません。

鹿島区としては、中長期の構想を検討し、遅れている駅周辺の賑わいづくり、中高年に切実な介護予防対策や、若者・子供も魅力ある地域に向け、まず住民アンケートをとるなどの、取り組みを急ぐ必要があると思います。

合併特例債

残りの30億円の内20億円は タラソのお金

国保基金19億円 残りは9.6億円 基金条例改正 陳情書は不採択 数の力で弱い者いじめ

郡俊彦の一般質問は 9月10日 午後1時半ぐらいから

傍聴をよろしくお願ひします

主な質問は

一、国民健康保険と基金の運用について

1. 国保会計の単年度主義について

基金18.9億円は単年度主義を守ってあればあり得ませんでした。法律違反について質問します。

2. 「全市にわたる補助金・交付金」という説明について

総務委員会資料にある、安くしすぎない基準を質問します。

3. 課税額の計算の在り方について

前年同一課税と、18.9億円の発生要因について質問します

4. 現行基金の現状と今後について

新条例による基金にの残金を積み立てて減税につかっているのは南相馬市以外見当たりません。

残された基金を最後まで減税補助にあててののか質問します。

二、予想された「合併のデメリット」と20年後の現状

1. 合併協定と自治区間のバランスについて

市長の住民への説明責任について、あるべき資料が出るまで求め続けます。

その上で、自治区間ののバランス回復のための計画的な財政運営を求めます。

2. 格差解消のための今後の対応について

現在の予算編成の実態について質問します

三、合併特例債の利活用について

1. 「新市建設計画」の期限に向けての取組について

効果的なつかい方のために速やかな取り組みを求めます。

2. 合併特例債の活用期限に向けた望ましいスケジュールについて

3. サービスエリア周辺開発について

特例債の期限まで、計画が進むのか、見通しを質問します。

外に、住民の声を聞くことなど、地域協議会への支援について質問します。



国保基金18億円は 減税対策の国交付金から 市側の新たな説明

保険税 安くしすぎないため？ 積み立て そのお金で今、11万円安く

「基金条例改正陳情書」

を審査した総務委員会は、担当課に「陳情書の内容等に係る解説」を提出させ、それをすべて100%自分達の考えとして、陳情者に質問していました。

「質す」相手を間違えていたと思いますが、「解説」の内容から、新たな事実が分かりました。

① 現行基金「18億円の原資」の内容として、「平成24年から29年の6年間で、特別調整交付金（医療費増高分）を28.3億円受け、減税に回した分は10.2億円、残額18.1億円の17.8億円を基金に積み立てた」と「解説」しています。

震災後、南相馬市の医療費は一人あたり年間約10万円増えて30万円台になりました。無料化になったことによる受診率の向上が原因でした。医療費が増えて、保険税の負担が大変だろうという国の交付金を、増えた原因になった人達の減税のために積んでおいたことになりました。

② 医療費増高分の交付金は、「保険者（市）の財政負担を抑制するため」と書いていますが、医療費増えた分は、納税者の負担増につながる仕組みとなっています。それに對しての交付金です。

③ 次の項目では、「必

要以上の負担軽減は交付金の主旨に反すると捉え」按分率（税率）の据え置きに活用したとあります。「必要以上」とは、「安くしすぎない」ということになります。

書いてあることの矛盾も目立つ「解説」ですが、今回の「解説」によって18億円は、本来納税者の負担軽減に回すべき交付金を積み立てたことがさらに鮮明になりました。安くしすぎないためとして積み立てたお金をつかって、積み立てた時より11万円安くして、今は県で下から二番目。???人間性が問われます。是正すべきです。



住民運動への干渉は

反民主主義かつ憲法違反

震災後30年線引きに悔しい思いをさせられたのが鹿島区です。

国保税が法律の定めによる単年度主義に反して、積み立てていた約18億円は、一世帯平均約7万円分になっていました。

まだ残っている基金を、納めていた人達に戻すための条例改正は可能と市長答弁があり、それなら議会の皆さんに条例改正をお願いしようと、市政報告会の中でまとまり、署名運動が始まりました。

住民参加の自発的住民運動

ですが、その内容について陳情者に質す事は、様々な市民運動を萎縮（いしやく）させることになり、個人の自由を侵す憲法違反の疑いも濃厚です。

鹿島区は、場外車券場建設以来、「上に逆らうと損をする」

という空気が強まり、住民の要望が出にくくなっている結果、合併以来の「鹿島区の後れ」につながっていると思います。小高区は住民の声の盛り上がりで、小高病院を残す事や、中心部賑わいのための交流センター17億円を実現させています。鹿島区もこうしたあり方を見習うべきで、要求実現の運動を萎縮させるような行為は、自治区の将来をさらに危うくすると思います。

陳情者への質問内容の一部

「まず、原資18億円というのは、南相馬市が全体として、国、県から交付された交付金の残額であって、30キロ圏外の方だけが納めたものとは違うと思う。このことについて質したところ、」

「今積み上がってる基金は、国から交付金という形できた部分の残額を積み上げたもの。と質したところ」

「署名を集めてくれた方は何人ぐらいか」と質したところ
等々、質問は11項目、市作成の「解説」と同じ内容で「質して」います。

郡俊彦の市政報告

第12

連絡先

南相馬市鹿島区南海老字大森24
TEL 0244 46・2249
携帯 090 8784 4683
「郡俊彦のブログ」で検索下さい

差別待遇に
かかる大問題

かかると大問題

9月定例議会は9月30日に閉会となりました。

一般質問で、通告した質問に対し準備された答弁内容に議場がざわつき、議長の要請で答弁が180度変わる前代未聞の事態となりました。

国保基金18億円は、「法的根拠のない課税計算の結果でないのか」との質問に、「税法上の根拠はございません。政策的裁量です」との答弁に、議場が騒然となり議長の求めに応じて「取り下げ、削除を求める」と変わり、議会が認めた形となりました。

結果として、法的根拠は「ある」事になりましたが、「根拠を示せ」との質問にすり替え答弁や中断や休憩を繰り返して、市長が最後に発言を求めて説明したのは、「令和6年の厚労省の課長通知」でした。

18億円は平成29年までに積み立てられました。時代が違います。

「ある」ということになったものの、その証拠は出てきません。虚偽答弁の疑い濃厚となっています。

答弁書作成者は、質問者に対する繰り返し確認しながら、間違いのないように心血を注いで答弁書を練り上げていたと見て取れます。

市長も事前に確認しているはずす。

準備され、削除となった答弁は、間違いない事実に基づく内容です。

1世帯当り

67万円

一般質問は与えられた時間内で、市政の問題点を明らかにするため、議員にとって最も大事な時間です。

質問や答弁内容に他の議員が干渉することは本来許されません。議長は公正中立の立場を堅持しなければなりません。

市長と議長の時間をかけての協議の結果、質問通告により準備された答弁内容がひっくり返るような事態は、空前絶後、全国にあり得ないと思います。

まして今回は、原発事故補償で、差別待遇に苦しんだ30*圏外の世帯に法律違反

国保制度の単年度主義とは

国民健康保険は、自営業など勤め先の社会保険に加えてできない人達のための重税の強い制度です。

毎年加入者が変動するため、年毎に歳入歳出の決着を付ける「単年度主義」で運営されています。国(総務省)は、「相対的対価関係で、毎年課税額が変わる」と説明しています。

市長は、18億円の基金は、「市全体にきた医療費増加分」を積み立てたので、「30*圏内のみにつかえない

当時の資料は
あります

削除された答弁の正しさを示す資料はあります。国保制度改定前(18億円積立時)の各年度の資料はあります。

1つは、毎年「予算編成に当たって」の国からの通知があります。国の交付金や補助金についての説明の他に、課税計算のあり方、基金からの取り崩し、積立等々について説明されています。

もう1つは、各年度の税額を確定する際に、議会へ提出された資料です。この資料から、毎年度、一旦税額を計算した上で、前年同額となるように調整(政策的裁量)していたことが解ります。「政策的裁量」なしには前年同課税はあり得ません。



市長は、これら都合の悪い資料を出さず、令和6年の資料を出したのです。

市議会には責任ある検討を
市は現実的対応を

9月定例議会終了後、議長と議会運営委員会宛に

きでした。相馬市や新地町などのように。

南相馬市はそのまま、自治法に基づく基金条例を新たに作り、18億円を積み、今は国保税の減税補助等に充てています。

結果、税額は18億円積んだ期間より、今は年間1世帯当り11万円安くなっています。

「せめて今残っている分を何とかしてほしい、誠意を見たい」と云う願いの「陳情書」を議会には不採択にしましたが、このままいいのでしょうか。

鹿島区民からの陳情書を不採択
数の力で法違反の重い課税をそのまま
で、不採択と決めています。

さらに問題は、「何人か集めたか」や署名した人から聞き取った内容の質問があったことです。署名したかどうか個人への質問は、憲法で保障する「国民の請願権」「思想及び良心の自由」等の人権を脅かす、許されない行為です。

議会の数の力で、法違反の重い課税も、人権侵害もまかり通る南相馬市政となっています。

「答弁が迷走し、時期錯誤の資料で終わったことについて、市民の皆さんが見ていたこともあり、何らかの説明が必要」なので、異例の事態となった経過を精査し、「今後の対応についての見解を求め」る文書を提出しました。

市議会基本条例では、市政を調べ、市民に報告することを第一義的義務としています。

議会は責任ある対応を求められています。

市としては、証拠を出せず法違反が明らかになった事態を踏まえ、市民の皆さんが納得できる責任ある対応策を検討すべきです。

9月定例議会一般質問

公平公正なガラス張りの市政を
市民の皆さんとの情報共有を

9月定例議会の一般質問は、正しいと思える答弁を、議場のさわつきと議長に取り消し要請発言の結果、削除されてしまいました。

国保制度を巡って、18億円積立時の前年同一課税の法的根拠はあるということになりましたが、何度聞いても、すり替え答弁が長々続き、示された資料は、18億円を減税に使っている制度改定後の資料のみでした。

南相馬市の「あり得ない」事実（虚偽）がまたひとつ増えた前代未聞の一般質問となりました。

合併後の各区比バランスを巡っても、「市民に解りやすい資料」を出したくない市長の答弁でした。

サービスエリア周辺整備計画では、リスク管理がいまいなこと、合併特例債の残り30億円を効果的に使う検討がこれからである事が解りました。

3年先が見えない予算編成
計画性とバランスに欠く財政運営

上の表が、埼玉県鴻巣市の令和7年当初予算編成のための実施計画で、事業毎に詳しい説明もついています。

南相馬市は3年間の実施計画を数字入りで作ると答弁し

平成19年度当初予算要求
にかかる配分額

南相馬市

事業区分	小高区	鹿島区	原町区	小計	本庁事業	合計
一般財源配分額	4.1	4.1	12.4	20.7	24.5	45.2
h19予算				45.8	54.2	100.0

その下の表が南相馬市の合併2年めの予算編成に当たっての一般財源（市税や地方交付税など自由につかえるお金）の配分表です。

平成18年12月8日付で、各部長、各区理事宛に総務

3年先を見えない予算編成は策定すべきですが、2、3年先すら見えない予算編成となっています。

「当初予算の数字が実施計画」と聞き直った答弁に変わりました。

部長名で出しています。各区・各部ではこうした配分を受けて実施計画に基づき、補助事業等を含め、効果的な予算編成をしていました。

証拠を示せずすり替え答弁ばかり

郡 国保会計について次年度以降のための補助金・交付金はあり得ないのではないかと。

答 ございます。

郡 何法の何条に基づく規定か。

答 一部修正させていただきませんが、次年度に使う交付金はございません。

郡 前年同一課税が地方税法を、単年度主義を守ればあり得ないのではないかと。

答 税法上の根拠はございません。あくまでも市の政策的裁量で行っております。（議場が騒然）

答 ただいまの答弁について留保をお願いしたい。

市民に分かりやすい資料 出せない理由は

郡 合併後の普通建設事業の状況の具体的事業名等の資料を出さない理由は何でしょうか。

答 合計54ページの資料を7

た答弁と市の裁量という発言を全て削除をお願いしたい。

議長 これを許すことを御了承いただけますでしょうか。

議長 では、そのように決しました。

郡 法的根拠はあるということに、法的根拠を明確に示してください。

（質問から外れた答弁が繰り返され、また暫時休憩となりました。）

市長 今あるのは平成30年の通知と令和3年と令和6年の通知です。

郡 今の基金を今後どうするか。

答 今後、県より、新たな方針等が示される場合、本市基金の運用の在り方について並び替えて改めて検討を行います。

市長 職員1人で1年間かけて準備して2020年4月14日付で回答したものです。区毎に、年度

サービスエリア周辺開発計画 リスク管理をどうする

郡 リスクに対する感覚が非常に薄い。国の資料の中では、トラブルになっているところもある。

安定的に進められる保障はあるか。

合併特例債を失う心配はないのか。

答 特例債は令和14年度に支出まで完了する事業の財源として活用することが可能となります。

サービスエリアの関係では、合併特例債を、これを使う使わないはまだ未定でございますけれども、今後、計画的に活用できるように庁内で検討してまいりたい、こんなふうに考えてございます。

（特例債は、計画的につかえば2、3倍の事業が可能となります。速やかな検討が求められます。）

毎に、事業毎にまとめる」とすると、職員1人で約1ヶ月かかります。

財源をつけてください」となると1年かかります。

合併当初出していたような資料があれば、全部分かるんです。

予算書はデータを細々節で番号ごとに並び替えると各区ごとのデータが自動的に出るようになっていきますよ。

県が公表しているような形で毎年の予算でもいから出せないか。

答 ……

郡の市政報告会
11月16日午後1時30分
鹿島交流センター
ご意見・ご要望をお聴かせ下さい

いずれ、少なくとも10年先までの課題を洗い出し、優先順位を検討し、各年度の事業予定を入れた計画性のある財政運営を求めていきます。

次の世代にツケを回さないために！



進められる保障はあるか。

議事録削除で

なかったことに



正しい答弁が取り消され、事実上真実が逆転した件については、本「市政報告第12号」でお知らせしたとおりです。

一般質問中の不規則発言と議長要請によって、国保税の課税根拠を巡っての答弁が、「ない」から「ある」に逆転したことは明白です。

「税法上の根拠はございません。あくまでも市の政策的裁量で行ってきております。」これが議事録原本に記載されている取り消された発言です。

国保基金の異常な18億円の積立は、「地方税法に反している」と指摘してきましたが、今回の答弁はそれをほぼ認める内容となりました。

取り消された結果、「法に反しない」ことになりましたが、**根拠は示されません。**

1世帯当り平均67万円と計算される取り過ぎ分を、「今残っている96億円（令和6年末）から何とかならないか」と固唾をのんで見守っている市民がいるのです。

市長も議会も、嘘に何が正しいかを資料等を確認して見極め、市民の皆さんが納得できる説明をする義務があります。

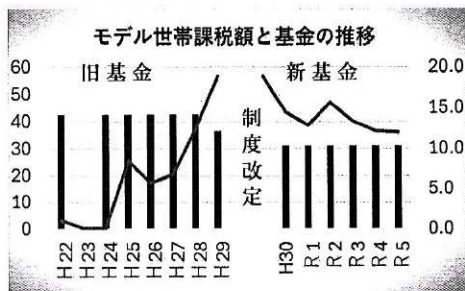
定例議会終了後、議長と議会運営委員会に説明を求めた申し入れに対する回答には、「部長の説明では、市長から発言訂正を促されたものであり、議長発言によるものでない」と書かれております。

そして、市民が「見たときに誤解を与えないように」「議事録を整理しなければならぬ」として、取り消しの経過をすべて、公開される議事録から削除し、**無かったこと**にしてしまいました。

市民の方からの報告によると、一般質問の中継録画からも削除されているそうです。議会が、事実上真実を認めた答弁を逆転させ、その経過全てを市民に見えないように隠してしまったことになりました。

真実を調べ、市民に報告し、市民の声を活かして、**進むべき正しい道を議論するために市議会はある**と思います。

市議会の現状は、民主主義を裏切るものではないでしょうか。



上のグラフは、市の資料から作成したものです。

○ 折れ線が基金の額です。（右側の数字。億円）
制度改定前の平成29年度末には18億円を超えています。改訂後は今も減りつつあります。

○ 棒グラフが国基準のモデル世帯（年収600万円、夫婦と子供2人）の世帯当り課税額です。（左の数字、万円）

○ 新制度になって基金からの補助で、年間11万円も前よりも低くなっています。

そもそも何が問題か

9月議会の取り消された直前のやりとりの中で、「次年度以降に使う交付金はございません」との答弁を得ていました。国の補助金・交付金はすべてその年につかうのが、地方税法による計算です。

「政策的裁量」の文言は取り消されましたが、その以前の答弁で、税法違反は明らかになっていました。

制度改定時のまちがい

国民健康保険（国保）制度は、平成30年度から県に一本化され、それまでの市町村の基金制度は廃止されました。

制度上の根拠がなくなり、旧基金の廃止の時点で法違反があるなにかかわらず、残された基金を納めた人達に返す検討をすべきでした。

ところが南相馬市は、新たに自治法による基金条例を制定し、その後の減税対策につかうことにしたのです。

当時の議会（平成30年6月）では、新基金について、「市独自の制度で、変更可能」との答弁を得た質問以外は、議論がないままに「異議なし」で決まっています。

左のグラフでは、旧制度で貯まったお金を、新制度になってつかっていることが分かります。

これをそのまま続けようとして、**事実に基づいた根拠ある答弁が、逆転されましたが、ウソは許されません。**

ご意見・ご要望は電話又は e・メールで

koorito@outlook.jp

ブログは調整中で、少しお待ちください。

郡俊彦の一般質問は 12月9日午前11時位から 傍聴にお出かけください

市民の一体感醸成と 市民参加の市政のために
ガラス張りの市政を をテーマに質問します

一、市長の政治姿勢と市民の一体感醸成は

- 市民の一体感醸成が、市の発展の土台でないか。
- 市民・執行者・議会の市政情報を共有が大切でないか。
- 民主主義と正義の価値観は
- 積極的な市民へ情報提供を
- 一般質問答弁は、根拠となる内容のあるものを。
- 100年のまちづくりに向け、計画性とバランスのある予算編成を

二、国民健康保険会計の運用は

- 前年同一課税は、税法守れば、あり得ないのではなか。
- 前議会の質問取消しの理由
- 廃止された旧基金18億円の処分の方方は
- 集めすぎて積んだお金で、今10万円低くしていることに心が痛まないか。
- 9.6億円の基金の今後の運用は

三、鹿島区の課題と今後について

- 自治区の特色ある町づくりの財源について。
- 交通弱者のための対策、地域の実情に合ったシステム構築について。

四、合併特例債の残金運用は

- 遅れている自治区のまちづくり促進を図るべきでは。
- 効率的な運用のため、計画策定を急ぐべきでないか。

五、サービスエリア周辺開発計画は

- 市と民間による運営となるが、不慮の事態の時の、責任分担を明確にしておくべき。
- 集客予測が、成否の力ギとなるが、250万人と予測した根拠を改めて伺う。

一般財源配分額 平成19年度予算

事業区分		億円	%
地域事業	小高区	4.1	(20)
	鹿島区	4.1	(20)
	原町区	12.4	(60)
小計		20.7	45.8
本庁事業		24.5	54.2
合計		45.2	100.0

一般財源の配分を軸に バランスよい予算編成を

上の表は合併当初、予算編成の前に示された一般財源配分表です。
こうした表が毎年示されることによって、自治区や各課毎に、数年先までの見通した計画的な事業展開が可能になります。
現状は、編成された予算の一般財源にかかる基準も内容も、求めても示されて

いません。
統計処理がないまま、「重点事業」と称する日の当たる所優先の予算になっていきます。結果、100年のまちづくりの第一歩となるはずの都市計画マスタープランは、予算が配分されず手つかずのままです。原町区の災害時に心配な袋小路や狭い裏どおりの解消は、見通しがつかないままです。鹿島区は、駅舎改築は進むことになりましたが、駐車場対策や地域の中心地の賑わい

対策が無く寂れる一方です。合併当初のあり方に戻る事によって、中期の一般財源も見えてきて、区画整理のような大きな事業も他を圧迫せずに、計画的に進められることになりました。市全体の財政10ヵ年計画も、3年間の数字入り実施計画も検討できるようにするはずで

市民の声、職員の声も活きる ガラス張りの市政を

市民の一体感を強めるために 情報の共有が欠かせません

南相馬市は合併5年目の、大震災と原発事故による、20・30歳の線引きで、被害補償や国保税減免、高速道路無料化などでの差別が生じ、市民感情に分断が生じました。合併後、様々な分野で混乱が発生し、市政に於いてもさけられないものがあつたと思います。
市としての大きな課題の「市民の一体感の醸成」について、少なからず齟齬(そご)が、かみあわないこと(が生じ、今も解消されない部分もあると思

現状は説明責任を果たせていません
市長は、合併協定によるお金の使い方、「小高2・鹿島2・原町6は、概ね守られている」と繰り返し強調しています。が、根拠は普通建設事業の各区毎の合計を比較した一つの表のみです。
大切なのは、市政に関する情報の共有です。正しい情報が常に公表され、市民がお互いの立場を理解し合えることが、一体感醸成にとって欠かせません。

市民の分りやすい資料を、2019(R1)年4月から求め続けていますが未だにありません。前議会の市長答弁の54ページの資料が届いたのは2022年(R4)年11月でした。

市議会が、市の発表が正しいかどうか常にチェックすることで、市民は市政への信頼感を深めることにもなります。
市政の明るい未来が見えてくることにもなります。



自治区毎の100年の計画的まちづくりを進める上で障害になっていきます。
民間の会社や行政区議会では、予算書等の内容を詳しく説明しています。
「守られている」根拠を示せない現状では、合併協定が守られていないと見ざるを得ないのではないでしようか。

54ページの資料は、前にいただいた表との整合性のチェックは、時間をかけたとしても無理でした。
一般質問答弁で市長は、職員ひとり一年かかったと云っていますが、発表済みの表を作成するために集約したデータがあるはずで、その公表を求めているのです。

「ガラス張りの市政」でこそ

市民の声が活きる 計画的なお金の使い方に

市民同士の一体感の醸成が、市の発展に欠かせません。

お互いに理解し合えるために、市政の情報の共有が必要です。

合併当初は、合併協定に基づき、予算編成の骨組みともなる一般財源（年間約250億円。市税や地方交付税等、自由につかえるお金。）の各区毎の配分が、予算編成前に示され、公開されていました。

現在の状況は、予算・決算時に求めても提出されず、大事なデータが霧の中です。

市長が「概ね守られている」と説明してる各自治区毎のバランスは総額を示すだけで、中味についての説明も資料提供もありません。

県が出している同じ内容のもの、と求めても出しません。

「出すには職員ひとり、一年かかる」と答弁しましたが、「総額を計算した際のあるハズの資料を」と求めても出しません。

都合の悪い資料を隠しています。

「ガラス張りの市政」の実現が、市民同士の一体感ある市政の発展と、ムダのない計画的な財政運営に欠かせません。



ツケは次の世代に

民間の企業でも、今年のお金の使い方を決める時に、来年再来年のことまで考えます。

南相馬市は、令和5年に、一度数字の入った3年計画「実施計画」を公表しましたが、6、7年度は、予算の説明書を「実施計画」としてしまい、一度はまとめた数字を見えないようにしてしまいました。

スマホで簡単に確認できます

①市のホームページの検索欄に「実施計画」と入力。②第3次総合計画実施計画をクリック。③第1次から第3次までの実施計画をクリックして見ることが出来ます。

5年度の「実施計画書」には、92事業について金額が入っており、合計は5年度の45.3億円から7年度が67億円と約1.5倍になっていてハタン状況です。

どこをどう切り詰めるか、議会や市民に公表しながら、検討すべきでしたが、都合の悪い数字を隠してしまっただけが、「実施計画」作成取りやめです。

このままでは、日の当たる所を「重点事業」として進め、財源不足は日の当たらないところへしわ寄せ、と云う予算編成のあり方が今後も続くことになります。

今やるべきことをやらないツケは次世代の市民に、となります。

市政の現状 についてお知らせします

計画的運営がハタン 3年先が見えない予算編成

住みよいまち 全国トップクラス

財源は 100年のまちづくり予算から

現在の市民サービスは、継続されなければなりません。

しかし、計画的財政運営に欠ける現状では、いずれ財源が不足し、続けることが出来なくなると思いいます。

予算編成の現状は、日の当たる所優先で、しわ寄せは主に、将来に向けてのまちづくり（都市計画マスタープラン等）に向けられています。

災害に弱いと思われる袋小路の多い原町市街、賑わいを失い、住んでるお年寄りが買い物難民になっている鹿島のまちなか等小高区を含め、100年のまちづくり対策がいずれかは求められます。

計画的で効率的な財政運営を取り戻さないと、ツケは若い人達に将来の世代に回されることになります。

今の市民サービスを続けるためには、バランスの取れたガラス張りの、「実施計画」を示しての予算編成が必要です。

公平公正な市民のくらし優先、ガラス張りの市政への改革が、今求められています。

郡俊彦提案が 満場一致で可決

年末の定例議会で私が提案書となった「請願書」が満場一致で可決されました。小高区の3行政区からの、国道の歩道工事再開等に関する陳情書が、審査した建設経済委員会で採択されました。

「採択しても議会として何もできない」などの意見がある中で、私が「意見書提出が可能でないか」と発言し、陳情書は採択となりました。

郡委員が意見書をつくって提案することと要請され、賛成してもらえると不安でしたが、南相馬市内の「国道ノリ面の管理計画作成」を内容に加えて、意見書を作り、提案に必要な賛同者を求めました。

結果は、委員会の皆さんの他に、小高区の議員全員が速やかに署名してくれて、議会最終日の12月25日の本会議で提案し、満場一致で可決となり、国道事務所へ提出することが決まりました。

改めて感じたことは、小高区議員の反応でした。これまでの立場の違いを乗り越えて、保守も革新もなく、速やかに協力してくれました。

ノリ面の桜の管理を

意見書作成にあたり、陳情書の内容に付け加えた理由は、震災後に植えられたのり面の桜が、放置され伸び放題になることを防ぐためなどに、国道事務所として計画をたてて管理して下さいということです。



ほんとうなの？ サービスエリア「市の負担7億円」

サービスエリア事業について、「市の負担7億円」等とする情報が流されています。

これは、市議会での市長答弁や、「S・A周辺整備計画」とかけ離れています。

サービスエリア周辺計画基本計画の「想定される財源」は、「計画書」103ページにあります。

市の負担7億円について

「想定される財源」では、国県補助を除いた市の負担は、合併特別債を17.5億円、一般財源を9千万円、合計18.4億円となっています。

特別債は、合併特例法に基づく合併促進のための制度で、計画的に使えば他の国補助等と組み合わせて、数倍の事業が可能な、貴重な市の財源です。

これをサービスエリアのための国県補助金とは、「計画書」でもしていません。

国県補助金37億円について

「想定される財源」では、国県からの補助金・交付金は、公共と民間分合わせて27.3億円となっています。

民間企業50億円について

民間の整備費は60億円、内銀行借入れが20億円、ふるさと融資が30億円、10億円が国県補助となっています。

銀行借入れ20億円は、担保を求められ、ふるさと融資も、市が借入れ、民間に貸し付ける条件として、銀行の「連帯保証」が必要で

す。いずれ50億円分は何らかの担保が求められますが、運営会社の自己資金はゼロです。

そこでSPC（特別目的会社）を立ち上げ、そこに市も出資し、民間の出資も求める事に

すが、詳細な説明はありません。

市長は、出資のための財源は、一般財源を使うと答弁し、その上限は示していません。

以上が「基本計画書」と市長答弁の内容です。市負担7億円は、なにを計算したのでしょうか。

許せん！ あった事を「なかったこと」に 南相馬市の歴史に残る汚点に

市議会は公開が原則

許されない「まるごと削除」

市長は、法律違反を認めた9月議会答弁について、「取り消されたので、答弁はなかった」として、国保基金18億円は、このままと12月議会で答弁しました。

議会は公開が原則で、「まるごと削除」は前例がなく、大問題ですが、削除される前の原本は公開される公文書として保存されています。

「なかった」事には出来ないのです。税法による計算に「裁量を加えて課税」した事実は、繰り返し答弁されており、税法違反は明白です。市長は事実Ⅱ真実をくつがえして進もうとしていて、許されません。

前より安くしているのに「引き上げないため」とは？

現在、取り過ぎた18億円の新基金から、取り崩して保険税を安くしています。新基金条例では、取り崩しは、「保険税の大幅な引き上げが見込まれる場合」に「限る」と制限しています。

「守っている」との答弁ですが、現実には、18億円積み立てたときより世帯当り11万円安く、県内で下から2位です。「大幅な引き上げ」は該当しません。

つじつまの合わない答弁で、条例違反を押し通すあり方も、許されません。

違反でなかったとしても

違反があるなしにかかわらず、平成30年、旧基金が廃止になった時に残っていた18億円は、納めていた人達に返すべきでした。

今からでも是正すべきです。

郡俊彦の市政報告

鹿島版
第13号

発行 2026年 1月 7日
TEL 46 2249
携帯 090 8784 4683
南相馬市鹿島区南海老宇大森24

「ご意見・ご要望は電話又は e・メールで
koorito@outlook.jp
ブログは運営会社が撤退し、調整中です

「ガラス張りの市政」でこそ

鹿島区でつかえるお金が

見えてきます

住みやすさは将来の人口問題にも

12月定例会市議会は、12月25日に終了しました。これからの地域は、人口減少の中で、高齢者の介護予防が大きな課題となってきました。若い人達にとっても、将来の住みやすさに関わってきますし、お年寄りを見なければならぬ家庭も少なくありません。将来の人口問題にとっても、外に出た人がやがて戻ってきたくなるような地域づくりが大切だと思いますが、鹿島は遅れています。まちなかのお年寄りが買い物難民に等、交流センターに17億円かけた小高との、街なかの賑わいづくりの格差解消も大きな課題です。

12月議会の結果は

市長答弁は、一般質問など議論の中で、これまで認めてきた内容を否定し、「2...2...6の合併協定は、トータルの数字で守る」と、中味のデータを出す意思はないとの答弁となり、市民との情報共有から大きく後退しました。

鹿島区民の税金が

鹿島区に使われていない

「タラソのお金どうなった」かについて、市長は当初、「調べて明らかにし、鹿島区に迷惑をかける」と約束していました。調べた結果、「2...2...6は概ね守られている」と各区の合計の数字を発表しましたが、内容が市民に分かる説明や資料の発表は、5年間求めています。一切ありません。

「県会議員報告が自治区毎の県事業一覧を発表している」と言われても出しません。1.5億円以上の市発注工事の、令和元年から5年間では、市全体18億円の内、鹿島区分は14億円、7.6%に過ぎません。

これに対する市長答弁が「トータルの数字で守る」です。

トータルの数字が5年間で7.6%、合併協定による20%にほど遠く、鹿島区民の税金が鹿島区に使われていません。

「鹿島区でつかえるお金」は、「ガラス張りの市政」でこそ見えてきます。

失いつつある鹿島区活性化 今が最後のチャンス 特例債で 老人福祉施設兼全世代交流センターを

一般財源配分額 平成19年度予算

事業区分		億円	%
地域事業	小高区	4.1	(20)
	鹿島区	4.1	(20)
	原町区	12.4	(60)
小計		20.7	45.8
本庁事業		24.5	54.2
合計		45.2	100.0

上の表は、合併当初、合併協定どおりに予算編成前に示された「一般財源の枠配分表」です。こうしたガラス張りのあり方になれば、自治区の先々の目標を計画的に検討できます。

合併特例債を活用する計画策定のタイムリミットが、経過しつつあると思いますが、動きが見えません。

「残された合併特例債(60億円)」は、地域協議会の意見を聞いて決めたい。これが議会答弁で繰り返された市の公式見解です。その後市長は、「サービスエリア周辺計画に特例債を」と発表しました。計画では17.5億円使っています。

12億円残りますが、区役所にも地域協議会にも何の通知も無いようです。これまでの特例債の実績から見ても、遅れている鹿島区として住民の願いに応える計画を至急検討し、市に要望を出すべきだと思います。

時間が限られた中で、これまでの経過や市民の皆さんの願い等をまとめて考えると、震災で流された牛島の温浴施設に代わる施設、区民の意見をまとめて当時の地域協議会が決めた最初の鹿島区ビジョンの「全世代交流の場(センター)」を、鹿島駅前周辺の空き地をまとめて、駅駐車場なども合わせての設置を、一市民として提案したいと思っています。図書館や、直売所も入れて。

安い「みなタク」に乗っても、行くところが無い鹿島、今が鹿島区再生の最後のチャンスだと思います。

今を逃すと、鹿島駅周辺は駅舎を新しくしても、人々の通過点に過ぎない日立木駅周辺のようになると思います。

百年このままにならないことを願っています。

郡俊彦提案が 満場一致で可決

年末の定例議会で私が提案書となった「請願書」が満場一致で可決されました。小高区の3行政区からの、国道の歩道工事再開等に関する陳情書が、審査した建設経済委員会で採択されました。

「採択しても議会として何もできない」などの意見がある中で、私が「意見書提出が可能でないか」と発言し、陳情書は採択となりました。

郡委員が意見書をつくって提案することと要請され、賛成してもらえると不安でしたが、南相馬市内の「国道ノリ面の管理計画作成」を内容に加えて、意見書を作り、提案に必要な賛同者を求めました。

結果は、委員会の皆さんの他に、小高区の議員全員が速やかに署名してくれて、議会最終日の12月25日の本会議で提案し、満場一致で可決となり、国道事務所へ提出することが決まりました。

改めて感じたことは、小高区議員の反応でした。これまでの立場の違いを乗り越えて、保守も革新もなく、速やかに協力してくれました。

ここに鹿島区との違いがあると改めて気づかされました。

鹿島区では、「立場の違いは別にして鹿島区の問題で協力しよう」と呼びかけても、即断られています。

鹿島の保守は???です。このところの克服が鹿島区の課題のひとつだと思います。

大丈夫なの？ サービスエリア100億円事業

集客予測があやしい

集客予測を10万人から250万人に、100万人増が「収支計画」の前提となっています。

100万人増の内、「施設の 신설により増加すると推定」される数が88万人、その内、県道から約2倍、30万人から50万人に増加すると推定しています。（基本計画おきりきりページ）

その内容を見ると、東北地方の年間100万人以上が立ち寄る、主に観光地の事例を参考に計算していますが、観光地の道路と、鹿島の県道では、通る人の目的はまるで違います。

また、令和5年の実績を元にしており、営業開始後の将来の予測値を考慮していません。

10年間で1割以上とされる人口減少や、経済変動の影響などのリスクを見ていないのも問題です。

高速道路からを含め、セデッテの客の立ち寄り目的や要望、どこから乗ってきたのか、客の動向把握など大事な調査をしない、机上の計算で「推計される」としています。

鹿島区へのメリットは

目標のひとつに「まちをつくるSA」、「まちに人を送り出す」と書かれています。

「まちに送り出す」と云っても、人々が生き生きと暮らしていれば、であって、住んでる人が、買い物に不自由なままでは、考えられません。

セデッテの良さを引く次ぐ

物産販売拡充

現在セデッテは、お土産等の販売が順調で、黒字経営で毎年2〜3千万円、市の収入として振り込まれています。

今の施設を増改築し、評判の良い野菜や味噌や漬物など、鹿島産品の販売拡充を検討した方が、着実かつ将来性があるのではないのでしょうか。

許せん！ 国保基金のつかい方 南相馬市の歴史に残る汚点に

市議会は公開が原則

許されない「まるごと削除」

市長は、法律違反を認めた9月議会答弁について、「取り消されたので、答弁はなかった」として、国保基金18億円は、このままと12月議会で答弁しました。

議会は公開が原則で、削除の仕方そのものも大問題ですが、削除される前の原本は公文書として保存されています。

「なかった」事には出来ないのです。税法による計算に「裁量を加えて課税」した事実は、繰り返し答弁されており、市長は事実上真実を認めずに進もうとしていて、許されません。

前より安くしているのに

「引き上げないため」とは？

現在、取り過ぎた18億円の新基金から、取り崩して保険税を安くしています。

新基金条例では、取り崩しは、「保険税の大幅な引き上げが見込まれる場合」に「限る」と制限しています。

「守っている」との答弁ですが、現実には、18億円積み立てたときより世帯当り11万円安く、県内で下から2位です。「大幅な引き上げ」は該当しません。

条例を守り、今のあり方を是正すべきですが、つじつまの合わない答弁で押し通すあり方は、許されません。

違反でなかったとしても

違反があるなしにかかわらず、平成30年に旧基金が廃止になった時に残っていた18億円は、納めていた人達に返すべきでした。今からでも遅くないので、断乎再検討を求めて行きます。